

# 令和8年度 中小企業金融のしおり



滋賀県では「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定し、中小企業の活性化を推進しています。この事業は、条例の趣旨に基づき実施される中小企業活性化施策の一つです。

## ご利用目的別ガイド

・一般的な事業資金が必要なとき

1 経営支援資金

・物価高騰等の影響に対応し、経営の安定を図るとき  
・借換により返済を軽減したいとき

2 セーフティネット資金  
3 緊急経済対策資金

・事業継続力の強化、経営革新、多角化を図るとき

4 政策推進資金

事業継続・新事業促進枠  
がんばる企業応援枠  
がんばる企業応援枠2

・事業承継に取り組むとき

事業承継枠

・企業再生に取り組むとき

再生支援枠

・脱炭素化等に向けたGXに取り組むとき  
・デジタル技術の活用等によりDXに取り組むとき

GX・DX推進枠

・女性活躍推進企業が事業の拡大等を図るとき

女性活躍推進枠

・1年以内の短期の事業資金が必要なとき  
・手形等を資金化したいとき

5 短期事業資金

・開業前または開業後5年未満のとき

6 開業資金

<各資金の詳細については、中面をご覧ください。>

融資利率等の条件は、令和8年4月1日現在のものです。金融情勢等により、融資利率等を変更することがあります。また、融資対象者であっても、金融機関や保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。なお、制度融資の各資金において、申込者が法人の場合は、一定の要件を満たし、保証料を上乗せすることにより、経営者保証の非提供を選択できる制度（事業者選択型経営者保証非提供制度）があります。詳しくは、取扱金融機関または信用保証協会へお問い合わせください。

お問い合わせ：滋賀県商工労働部中小企業支援課 TEL (077) 528-3732

滋賀県ホームページ（中小企業者向け制度融資のご案内）から、様式や案内チラシのダウンロードができます。

滋賀県 制度融資

検索

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyou/300703.html>

滋賀県商工労働部

# 令和8年度の主な改正点

- ◆金利の引上げ  
一律0.5%金利を引上げ
- ◆政策推進資金（がんばる企業応援枠2）の創設  
国の「モニタリング強化型特別保証制度」を活用し、認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況を把握し、経営状況等の報告を行う者を対象とした資金を創設
- ◆政策推進資金（GX・DX推進枠）の創設および政策推進資金（SDGs推進企業応援枠）、（CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進枠）、（DXデジタル推進枠）の廃止  
経営課題の解決や生産性の向上を図るため、脱炭素化等に向けたGXの取組や、デジタル技術の活用等によるDXの取組に必要な設備資金や運転資金を対象とした資金を創設
- ◆政策推進資金（女性活躍推進枠）の創設  
「滋賀県女性活躍推進企業認証制度」の認証企業を対象とした資金を創設
- ◆経営支援資金の融資期間の延長  
経営支援資金（一般枠）、（小規模企業者枠）、（小規模企業者特別枠）の運転資金の融資期間を7年以内（据置1年以内）に延長

◆保証料率体系 一部の資金について、県の保証料補助および保証協会の協力により保証料率を軽減しています。（年率・%）

| カテゴリ       | 1     | 2     | 3     | 4     | 5     | 6     | 7     | 8     | 9     |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 県融資制度保証料率① | 1.90% | 1.75% | 1.55% | 1.35% | 1.15% | 1.00% | 0.80% | 0.60% | 0.45% |
| 県融資制度保証料率② | 1.20% | 1.15% | 1.10% | 1.05% | 1.00% | 0.95% | 0.80% | 0.60% | 0.45% |
| 県融資制度保証料率③ | 1.20% | 1.15% | 1.10% | 1.05% | 1.00% | 0.95% | 0.90% | 0.70% | 0.50% |
| 県融資制度保証料率④ | 1.75% | 1.55% | 1.35% | 1.15% | 1.00% | 0.80% | 0.60% | 0.45% | 0.45% |
| 県融資制度保証料率⑤ | 1.84% | 1.67% | 1.50% | 1.33% | 1.11% | 0.90% | 0.73% | 0.56% | 0.39% |
| 県融資制度保証料率⑥ | 1.40% | 1.25% | 1.05% | 0.85% | 0.65% | 0.50% | 0.30% | 0.10% | 0.00% |
| 県融資制度保証料率⑦ | 0.45% | 0.45% | 0.45% | 0.45% | 0.45% | 0.45% | 0.40% | 0.30% | 0.20% |
| 県融資制度保証料率⑧ | 1.15% | 1.10% | 1.04% | 0.90% | 0.77% | 0.67% | 0.54% | 0.40% | 0.30% |
| 県融資制度保証料率⑨ | 1.15% | 1.10% | 1.05% | 1.00% | 0.87% | 0.75% | 0.60% | 0.45% | 0.34% |
| 県融資制度保証料率⑩ | 0.95% | 0.88% | 0.78% | 0.68% | 0.58% | 0.50% | 0.40% | 0.30% | 0.23% |
| 県融資制度保証料率⑪ | 1.50% | 1.35% | 1.15% | 0.95% | 0.75% | 0.60% | 0.40% | 0.20% | 0.15% |
| 県融資制度保証料率⑫ | 1.70% | 1.55% | 1.35% | 1.15% | 0.95% | 0.80% | 0.60% | 0.40% | 0.30% |

※ ②～⑫は、軽減した保証料率です。利用者負担額は、正規の保証料から軽減額を差し引いた額になります。  
 ※ 有担保の場合、0.02～0.10%の割引があります。（一部融資制度を除く）  
 ※ セーフティネット資金等一部の融資制度では、上記体系によらず、固定料率が適用されるものがあります。  
 ※ セーフティネット資金（経営力強化枠）では、中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合、1.15%となります。  
 ※ 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合、0.25%または0.45%の上乗せが必要となります。

# 滋賀県中小企業振興資金融資制度

（詳細については、各申込先または県中小企業支援課にお尋ねください。）

| No.                         | 資金名                 | 資金用途  | 融資対象者  | 融資限度額  | 融資利率<br>(保証あり・なし同一)  | 信用保証料率   | 融資期間<br>(据置)   | 担保・保証                   | 申込先   |            |
|-----------------------------|---------------------|---|--|--|--|--|--|-------------------------|---|------------|
| 1                           | 経営支援資金<br>(J-2)     | 一般枠<br>設備<br>運転   | 次のいずれかに該当する者<br>①原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円以下である中小企業者<br>②協同組合等および中小企業者の組織する会社                               | 所要資金の70%以内で3,000万円<br>(本制度の融資残高を含む)<br>2,000万円<br>(本制度の融資残高を含む)  | 年2.20%   | 年0.45～1.90%<br>(県融資制度保証料率①をご参照ください)                                | 7年(1年)   | 金融機関所定                  | 融資対象者①<br>各商工会議所、商工会<br>融資対象者②<br>中小企業団体中央会   |            |
|                             |                     | 経営者保証<br>非提供促進枠<br>事業者選択型経営者保証<br>非提供促進特別保証制度対応   | 経営の合理化、体質改善等を<br>図るために必要な資金  | 次の①から⑤までのいずれにも該当し、保証料の上乗せにより経営者保証を提供しないことを希望している<br>法人である中小企業者<br>①本資金の借入れに際し、次のいずれかの保証を利用すること<br>一般保証 / 経営安定関連保証(4号) / 経営安定関連保証(5号)<br>②過去2年間において決算書等を金融機関の求めに応じて提出していること<br>③直前の決算において代表者への貸付金その他の金銭債権がなく、代表者への役員報酬、賞与、配当等が社会<br>通念上相当と認められる額を超えていないこと<br>④次の(ア)(イ)いずれかに該当すること<br>(ア)直前の決算において債務超過でないこと<br>(イ)直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと<br>⑤決算書の提出等について、継続的に充足することを誓約していること | 設備資金、運転資金あわせて<br>8,000万円<br>(本制度の融資残高を含む)  | 年2.20%<br>(保証必須)   | 融資対象者④(ア)(イ)の両方を満たす場合<br>一般保証:年0.65～2.10%<br>(県融資制度保証料率①に一律0.20%上乗せ)<br>経営安定関連保証4号:年1.05%<br>経営安定関連保証5号:年1.00%<br>融資対象者④(ア)(イ)のいずれかを満たす場合<br>一般保証:年0.85～2.30%<br>(県融資制度保証料率①に一律0.40%上乗せ)<br>経営安定関連保証4号:年1.25%<br>経営安定関連保証5号:年1.20% | 10年(1年)                 | 保証協会付<br>保証   | 取扱金融機関     |
|                             |                     | 小規模企業者枠<br>設備<br>運転   | 小規模企業者が、経営の合理化、<br>体質改善等を図るために<br>必要な資金  | 原則として直近2期平均の経常利益が700万円以下の小規模企業者  | 設備資金、運転資金あわせて<br>1,500万円<br>(本制度の融資残高を含む)  | 年2.15%   | 年0.45～1.20%<br>(県融資制度保証料率②をご参照ください)  | 7年(1年)                  | 原<br>保証協会<br>保証付  |            |
|                             |                     | 小規模企業者<br>特別枠<br>(責任共有制度対象外)<br>小口零細企業保証制度対応  |  | 次のすべてに該当する者<br>①原則として直近2期平均の経常利益が700万円以下の小規模企業者<br>②融資申込額を含めて保証協会の保証債務残高が2,000万円以内の小規模企業者  | 設備資金、運転資金あわせて1,000万円<br>(本制度の融資残高および既存の<br>保証協会保証付融資残高を含めて<br>2,000万円以内)                       | 年1.95%<br>(保証必須)   | 年0.50～1.20%<br>(県制度融資保証料率③をご参照ください)  | 7年(1年)                  | 保証協会付<br>保証   | 各商工会議所、商工会 |
| 2                           | セーフティネット資金<br>(J-3) | 新規枠<br>(責任共有制度対象外)<br>一部危機関連保証制度対応  | 取引先の倒産や大規模な経済<br>危機による売上の減少等に対<br>処して、経営の安定を図るた<br>めに必要な資金   | 次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等<br>①中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までまたは第6号のいずれかに該当する者として市町<br>長の認定を受けた者<br>②中小企業信用保険法第2条第6項に該当する者として市町長の認定を受けた者  | 1億円<br>(本制度の融資残高を含む)   | 融資対象者① 年0.85%<br>融資対象者② 年0.80%                                     | 融資対象者①のうち、<br>第4号認定を受けた者<br>および融資対象者②<br>設備資金 10年(2年)<br>運転資金 10年(2年)<br>上記以外<br>設備資金 10年(2年)<br>運転資金 7年(1年)   | 中小企業団体中央会<br>各商工会議所、商工会 |   |            |
|                             |                     | 新規枠   | 不況による売上の減少や金融<br>機関の支店の削減等による経<br>営の相当程度の合理化による<br>借入の減少等に対処して、経<br>営の安定を図るために必要な<br>資金                    | 次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等<br>①中小企業信用保険法第2条第5項第5号または第7号から第8号までのいずれかに該当する者として市町<br>長の認定を受けた者<br>②大規模災害や大型倒産等県内の経済状況に深刻な影響が発生する可能性がある場合であって、知事が別に<br>定める経済環境の悪化要因により、経営の安定に支障を生じている者<br>③災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する異常な自然現象により直接被害を受けた者   | ・第1号認定を受けた者の場合、再生<br>手続開始申立等事業者に対する関<br>連債権の範囲内<br>・責任共有制度対象のうち、融資対象<br>者②については、別に定める融資限<br>度額 | ※セーフティネット資金は、一般保<br>証とは別枠で利用できます(責任<br>共有制度対象のうち、融資対象者<br>②と③を除く)。 | 融資対象者① 年0.80%<br>融資対象者②、③ 年0.30～1.75%  |                         | 融資対象者①のうち、<br>第5号認定を受けた者<br>設備資金 10年(2年)<br>運転資金 10年(2年)<br>上記以外<br>設備資金 10年(2年)<br>運転資金 7年(1年) |            |
|                             |                     | 借換枠<br>(責任共有制度対象外)<br>一部危機関連保証制度対応  | 既往借入金の返済負担を軽減し、<br>資金繰りを円滑化するた<br>めに必要な資金<br>(借換対象資金は元本返済が<br>開始された後6月以上経過<br>し、かつ滞りなく返済されて<br>いるものに限ります。) | 次の①または②の要件を満たし、かつ③の要件を満たす中小企業者、協同組合等<br>①中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までまたは第6号のいずれかの規定に基づく市町長の<br>認定を受けた者<br>②中小企業信用保険法第2条第6項に該当する者として市町長の認定を受けた者<br>③保証協会保証付融資(責任共有制度の対象となっている保証付融資および流動資産担保保証等一部保証付<br>融資を除く)を受けている者で、借換を行うことで、経営の改善が見込まれる者  | 2億2,000万円(増額分を含む)<br>(本制度の融資残高を含む)   | ※セーフティネット資金は、一般保<br>証とは別枠で利用できます。                                  | 融資対象者① 年0.85%<br>融資対象者② 年0.80%   |                         | 融資対象者①のうち、<br>第4号認定を受けた者<br>および融資対象者②<br>10年(2年)<br>上記以外<br>7年(1年)                              |            |
|                             |                     | 借換枠   |  | 次の①または②の要件を満たし、かつ③の要件を満たす中小企業者、協同組合等<br>①中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者として市町長の認定を受けた者<br>②中小企業信用保険法第2条第5項第7号から第8号までのいずれかの規定に基づく市町長の認定を受けた者<br>③保証協会保証付融資(流動資産担保保証等一部保証付融資を除く)を受けている者で、借換を行うことで、経<br>営の改善が見込まれる者  |  |  | 年0.80%   |                         | 融資対象者①<br>10年(2年)<br>上記以外<br>7年(1年)   |            |
|                             |                     | 経営力強化<br>新規枠<br>経営力強化保証制度対応   | 経営力の強化を図るために必<br>要な資金  | 金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および<br>進捗の報告を行う中小企業者、協同組合等  | 2億8,000万円<br>(本制度の融資残高を含む)   | 年1.70%<br>(保証必須)   | 年0.45～1.75%<br>(県制度融資保証料率④をご参照ください)  |                         | 7年(1年)<br>5年(1年)  | 取扱金融機関     |
| 経営力強化<br>借換枠<br>経営力強化保証制度対応 |                     | 次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等<br>①金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行およ<br>び進捗の報告を行う者<br>②既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換えする場合において、①の要件を満たし、<br>中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者として市町長の認定を受けた者 |  | 年2.20%以内<br>(固定)<br>(保証必須)   | 融資対象者①<br>年0.45～1.75%<br>(県制度融資保証料率④をご参照ください)<br>融資対象者②<br>年0.80%                              | 10年(1年)  |  |                         |   |            |

| No. | 資金名                 |   | 資金用途   | 融資対象者  | 融資限度額   | 融資利率<br>(保証あり・なし同一)                             | 信用保証料率   | 融資期間<br>(据置)   | 担保・保証       | 申込先   |
|-----|---------------------|---|--|--|---|---|--|--|-------------|---|
| 3   | 緊急経済対策資金<br>(きんぎゅう) | 新規枠設備                                     | 経済環境の悪化に伴う売上の減少に対処して、経営の安定を図るために必要な資金  | セーフティネット資金(新規枠)の融資対象者ではない者であって、次の①から③のいずれかに該当する中小企業者(原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円以下の者に限る)、協同組合等<br>①最近3か月間の売上が前年同期と比べて5%以上減少している者<br>②直近決算期における売上総利益または営業利益が前年と比べて5%以上減少している者<br>③為替相場の変動により影響を受けている以下のいずれかに該当する者<br>ア 円高の影響によって、最近1か月の売上が前年同期と比べて10%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上が前年同期と比べて10%以上減少することが見込まれること<br>イ 円安による原油価格や原材料価格の上昇により、製品の製造もしくは加工または役務の提供に係る売上原価のうち20%以上を占める原油または原材料の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売または役務の提供の価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月の平均売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期に比べ上回っていること   | 5,000万円<br>(本制度の融資残高を含む)  | 年1.95%<br>(保証必須)                                | 年0.45~1.20%<br>(県融資制度保証料率②をご参照ください)  | 7年(1年)   | 保証協会<br>保証付 | 中小企業団体中央会<br>各商工会議所、商工会   |
|     |                     | 借換枠借換                                     | 既往借入金の返済負担を軽減し、資金繰りを円滑化するために必要な資金(借換対象資金は元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ遅滞なく返済されているものに限ります。)              | セーフティネット資金(借換枠)の融資対象者でない者で、かつ、保証協会保証付融資(一部保証付融資を除く)の残高を有し、その借入金の返済負担に窮している者で本資金による借換を行うことで、計画的な返済により経営の改善が見込まれるものであって、緊急経済対策資金(新規枠)の融資対象者の①から③のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等  | 8,000万円<br>(増額分および本制度の融資残高を含む)  | 年2.20%<br>(保証必須)                                |  | 10年(2年)  |             |   |
| 4   | 政策推進資金<br>(せいさく)    | 事業継続・新事業促進枠                               | 事業継続力強化、新規性を有する技術・ノウハウの新規開発や事業化、新商品・新役務の開発や提供、事業の多角化や新たな事業分野への進出を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図るために必要な資金 | 次のいずれかに該当する者<br>①中小企業等経営強化法第14条第1項の経営革新に関する計画の承認を受けてその計画を実施する特定事業者<br>②中小企業等経営強化法第17条第1項の経営力向上に関する計画の認定を受けてその計画を実施する特定事業者等<br>③中小企業等経営強化法第56条第1項の事業継続力強化計画の認定を受けてその計画を実施する中小企業者、協同組合等<br>④中小企業等経営強化法第58条第1項の連携事業継続力強化計画の認定を受けてその計画を実施する中小企業者、協同組合等<br>⑤中小企業等経営強化法第52条第1項の先端設備等導入計画の認定を受けてその計画を実施する中小企業者、協同組合等<br>⑥滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画の認定を受けた中小企業者、協同組合等で当該計画に基づく研究開発やその成果を事業化しようとするもの<br>⑦事業の多角化や新たな事業分野への進出を行う中小企業者、協同組合等(※)<br>※現在の事業と異なる事業(日本標準産業分類表の「細分類」が異なる事業)に進出しようとする者で、新事業進出にかかる事業計画を作成し、その計画を実施する者<br>⑧事業基盤を県内に維持しつつ、下記の事業を行う中小企業者、協同組合等<br>ア 海外における活動、生産拠点の新設または拡張を行う者<br>イ 海外企業への資本参加等を行う者<br>ウ 海外直接投資の事業実施に必要な従業員教育または調査を行う者 | 融資対象者①~⑥<br>中小企業者 2億円<br>協同組合等 4億円<br>融資対象者⑦、⑧ 1億円<br>(本制度の融資残高を含む)   | 年1.95%  | 融資対象者①~④<br>年0.77%または、1.06%<br>(新事業開拓保険利用で5,000万円以内0.77%、5,000万円超1.06%)<br>融資対象者⑤<br>年0.77%<br>融資対象者⑥、⑦<br>年0.45~1.90%<br>(県融資制度保証料率①をご参照ください)<br>融資対象者⑧<br>年0.39~1.84%<br>(県制度融資保証料率⑤をご参照ください。)<br>海外投資関係保険利用の場合は年1.11% | 10年(2年)  | 金融機関所定      | 中小企業団体中央会<br>各商工会議所、商工会<br>滋賀県産業支援プラザ<br>(融資対象者④の融資対象者⑥)<br>滋賀県産業支援プラザ                    |
|     |                     | 事業承継枠<br>一部事業承継特別保証制度対応                   | 円滑な事業承継を行うために必要な資金   | 安定的な経営権の確保により、県内において事業の継続を図る者で、次のいずれかに該当する者<br>①事業用資産の取得等を行う後継者(個人事業者)で、事業承継後一定期間内で相続等により分散した事業用資産の取得を行う者<br>②事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により事業を承継する事業者<br>③株主等から自己株式および事業資産の取得等を行う法人<br>④中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項各号に基づく認定を受けた者<br>⑤中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号イに基づく認定を受けた中小企業者の代表者<br>⑥3年以内に事業承継を予定し、中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターから事業承継計画の確認を受けた新規融資が必要な法人  | 1億円<br>(本制度の融資残高を含む)  | 年1.70%  | 年0.45~1.20%<br>(県融資制度保証料率②をご参照ください)<br>ただし、融資対象者④のうち、第3号に基づく認定を受けた者は、年1.00%、第1号ニに基づく認定を受け、かつ中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターから事業承継計画の確認を受けた場合は、年0.20~0.45%(県融資制度保証料率⑦をご参照ください)<br>融資対象者⑥<br>年0.20~0.45%(県融資制度保証料率⑦をご参照ください)   | 融資対象者①~⑤<br>10年(2年)<br>融資対象者⑥<br>10年(1年)   | 金融機関所定      | 中小企業団体中央会<br>各商工会議所、商工会<br>滋賀県産業支援プラザ<br>(融資対象者④のうち第1号ニに該当する場合および融資対象者⑥は、既に与信取引のある取扱金融機関) |
|     |                     | 再生支援枠<br>一部事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)制度対応 | 中小企業活性化協議会等の支援により策定された経営改善計画に基づいた事業のために必要な資金   | 次のいずれかに該当する者<br>①中小企業活性化協議会による経営改善計画の策定支援を受け、今後の企業再生が見込まれる者<br>②金融機関等による経営改善計画の策定支援を受け、滋賀県信用保証協会経営サポート会議において、今後の企業再生が見込まれると判断された者 ※計画策定が完了していること<br>③事業再生計画の策定支援機関の指導を受けて作成した計画等に従って事業再生を行う借換資金が必要な者   | 1億円<br>(本制度の融資残高を含む)  | 金融機関所定<br>(保証必須)                                | 融資対象者①、②<br>年0.37~1.82%<br>(県融資制度保証料率①から一律0.08%引き)<br>融資対象者③<br>年0.40%   | 融資対象者①、②<br>10年(2年)<br>特に必要と認める場合<br>15年(2年)<br>融資対象者③<br>10年(3年)<br>特に必要と認める場合<br>15年(3年) | 保証協会<br>保証付 | 取扱金融機関  |
|     |                     | がんばる企業応援枠<br>協働支援型特別保証制度対応                | 原材料価格の高騰、物価高、人手不足等の影響を受ける中小企業者等が経営課題解決に取り組むために必要な資金  | 次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等<br>①信用保証協会保証付融資と金融機関自前融資(プロパー融資=保証無し融資)を同時に受ける者<br>②金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行う者   | 2億8,000万円<br>(プロパー融資を除き、本制度の融資残高を含む)<br>融資対象者①<br>同時にプロパー融資を信用保証協会保証付融資の1割以上実行すること  | 年2.20%以内<br>(固定)<br>プロパー融資部分は金融機関所定金利<br>(保証必須) | 融資対象者①<br>年0.30~1.15%<br>(県制度融資保証料率⑧をご参照ください)<br>融資対象者②<br>年0.34~1.15%<br>(県制度融資保証料率⑨をご参照ください)   | 設備 10年以内(3年)<br>運転 10年以内(1年)<br>融資対象者①の場合、プロパー融資の期間は、1年以上                                  | 保証協会<br>保証付 | 取扱金融機関  |
|     |                     | がんばる企業応援枠2<br>モニタリング強化型特別保証制度対応           | 物価高や人手不足等多様な経営課題を抱える中小企業者等の事業の成長や立て直しに必要な資金  | 認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者、協同組合等  | 2億8,000万円<br>(協同組合等の場合は、4億8,000万円)<br>(本制度の融資残高を含む)   | 年2.20%以内<br>(固定)<br>(保証必須)                      | 年0.23~0.95%<br>(県融資制度保証料率⑩をご参照ください)  | 設備 10年以内(3年)<br>運転 10年以内(1年)   |             |   |
|     |                     | G X・D X推進枠                                | 経営課題の解決や生産性の向上を図るため、脱炭素化等に向けたG Xの取組や、デジタル技術の活用等によるD Xの取組に必要な資金                                   | 次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等<br>①脱炭素、省エネ、水質・大気汚染対策、ネイチャーポジティブ対応等G Xに係る取組や、設備を導入しようとする者<br>②県が行う「しがCO <sub>2</sub> ネットゼロ」ムーブメント」に賛同するとともに、別に定める省エネ・CO <sub>2</sub> 排出量削減に係る設備を導入しようとする者<br>③経営課題の解決や成長・競争力の強化を図るため、デジタル技術の活用や、システムの導入によりD Xに取り組む者   | 融資対象者① 1億円<br>融資対象者② 1,000万円<br>融資対象者③ 3,000万円<br>(本制度および旧成長産業育成枠、旧SDGs推進企業応援枠、旧省エネ・再生可能エネルギー枠、旧CO <sub>2</sub> ネットゼロ推進枠、旧D Xデジタル推進枠の融資残高を含む) | 年1.95%  | 融資対象者①~③<br>年0.45~1.90%<br>(県融資制度保証料率①をご参照ください)<br>融資対象者②<br>年0.00~1.40%<br>(県融資制度保証料率⑥をご参照ください)   | 10年(2年)  | 金融機関所定      | 中央企業団体中央会<br>各商工会議所、商工会   |
|     |                     | 女性活躍推進枠                                   | 女性活躍推進に取り組む中小企業者等が、事業の拡大や経営の課題解決等を図るために必要な資金   | 女性活躍推進に取り組む、「滋賀県女性活躍推進企業認証制度」の認証を取得している中小企業者、協同組合等   | 5,000万円<br>(本制度の融資残高を含む)  | 年1.95%  | 滋賀県女性活躍推進企業認証<br>三つ星 年0.00~1.40%<br>(県融資制度保証料率⑥をご参照ください)<br>二つ星 年0.15~1.50%<br>(県融資制度保証料率⑦をご参照ください)<br>一つ星 年0.30~1.70%<br>(県融資制度保証料率⑧をご参照ください)   | 10年(2年)  | 金融機関所定      | 中央企業団体中央会<br>各商工会議所、商工会   |

| No. | 資金名             | 資金用途  | 融資対象者  | 融資限度額  | 融資利率<br>(保証あり・なし同一) | 信用保証料率   | 融資期間<br>(据置) | 担保・保証       | 申込先                      |   |
|-----|-----------------|---|--|--|---------------------|--|--------------|-------------|--------------------------|---|
| 5   | 短期事業資金<br>(たんき) | 通常 枠<br>仕入れ、代金決済等に必要な運転資金   | 中小企業者(原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円以下である者)および協同組合等  | 1,500万円<br>(本制度の融資残高を含む)   | 年2.90%              | 年0.45~1.90%<br>(県融資制度保証料率①をご参照ください)  | 1年           | 金融機関所定      | 取扱金融機関                   |   |
|     | 手形・電子記録債権割引枠    | 委託事業者から製造委託等代金として受け取った手形または電子記録債権の割引資金                              | 滋賀県産業支援プラザに受注企業として登録している中小受託事業者  | 1,500万円<br>(本制度の融資残高を含む)   |                     |  |              |             |                          | 割引期間150日以内  |
| 6   | 開業資金<br>(かいきょう) | 創業 枠<br>(責任共有制度対象外)<br>(一般保証は責任共有制度対象)<br>(一部スタートアップ創出促進保証制度対応)     | 次のいずれかの要件を満たす者<br>①事業を営んでいない個人であって、貸付実行日から1か月以内に新たに開業しようとする者または開業後5年未満の者<br>②事業を営んでいない個人であって、貸付実行日から2か月以内に新たに会社を設立しようとする者または設立後5年未満の者<br>③会社が事業を継続しながら新たに設立された会社であって、その会社が事業を開始しようとする会社、またはその会社が設立後5年未満の会社<br>④事業を営んでいない個人が開業後、事業の譲渡により事業の全部または一部を承継させ設立した会社(ただし、開業後通算5年未満の場合に限る。)   | 設備・運転合計<br>2,500万円<br><br>(創業サポート枠、女性創業枠および北部振興枠の融資残高を含む)  | 年1.70%<br>(保証必須)    | 年1.00%<br>(融資対象者②③④について、スタートアップ創出促進保証を利用する場合は0.20%上乗せ。一般保証を利用する場合は年0.37~1.82%、県融資制度保証料率①から一律0.08%引き) | 7年(1年)       | 保証協会<br>保証付 | 各商工会議所、商工会<br>滋賀県産業支援プラザ |   |
|     |                 | 創業サポート 枠<br>(責任共有制度対象外)<br>(一般保証は責任共有制度対象)<br>(一部スタートアップ創出促進保証制度対応) | 創業 枠の融資対象者で、かつ、次のいずれかの要件を満たす者<br>①認定特定創業支援等事業※の支援を受けた者<br>(・開業6か月前から利用可能<br>・融資限度額3,000万円まで利用可能)<br>②県内インキュベーション施設の入居者<br>③別に定める県創業支援施策の対象者<br>④商工会議所、商工会、産業支援プラザの経営支援(認定特定創業支援等事業に準ずる支援)を受けた者<br>⑤滋賀県信用保証協会の創業支援を受けた者<br><br>※認定特定創業支援等事業とは、創業支援等事業計画の認定を受けた市町または当該市町と連携する創業支援等事業者が、創業者に行う継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識が身につく事業です。 | 設備・運転合計<br>2,500万円<br>(融資対象者①については3,000万円)<br><br>(創業枠、女性創業枠および北部振興枠の融資残高を含む)  |                     |  |              |             |                          |   |
|     |                 | 女性創業 枠<br>(責任共有制度対象外)<br>(一部スタートアップ創出促進保証制度対応)                      | 女性が県内で新たに事業を始めるため、または県内で開業後、事業基盤を確立するために必要な資金  | 次のいずれかの要件を満たす女性で、認定経営革新等支援機関の支援を受けて開業しようとする者<br>①事業を営んでいない個人であって、貸付実行日から1か月以内に新たに開業しようとする者または開業後5年未満の者<br>②事業を営んでいない個人であって、貸付実行日から2か月以内に新たに会社を設立しようとする者または設立後5年未満の者<br>③事業を営んでいない個人が開業後、事業の譲渡により事業の全部または一部を承継させ設立した会社(ただし、開業後通算5年未満の場合に限る。)                |                     |  |              |             |                          | 設備・運転合計<br>1,000万円<br><br>(創業枠、創業サポート枠および北部振興枠の融資残高を含めて2,500万円以内) |
|     |                 | 北部振興 枠<br>(責任共有制度対象外)<br>(一部スタートアップ創出促進保証制度対応)                      | 北部地域で新たに事業を始めるため、または北部地域で開業後、事業基盤を確立するために必要な資金   | 次のいずれかの要件を満たし、認定経営革新等支援機関の支援を受けて北部地域(高島市、長浜市、米原市)で開業しようとする者<br>①事業を営んでいない個人であって、貸付実行日から1か月以内に新たに開業しようとする者または開業後5年未満の者<br>②事業を営んでいない個人であって、貸付実行日から2か月以内に新たに会社を設立しようとする者または設立後5年未満の者<br>③事業を営んでいない個人が開業後、事業の譲渡により事業の全部または一部を承継させ設立した会社(ただし、開業後通算5年未満の場合に限る。) |                     |  |              |             |                          | 設備・運転合計<br>1,000万円<br><br>(創業枠、創業サポート枠および女性創業枠の融資残高を含めて2,500万円以内) |

◆責任共有制度対象外：信用保証協会の保証割合は100%です。

資金名の欄に(責任共有制度対象外)の表示がない資金は、責任共有制度の対象となります。  
責任共有制度とは、中小企業者が保証付き融資を受ける際に保証協会と金融機関が適切な責任分担を図り、金融機関が貸し手としての責任ある融資を行い、両者が連携して経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を期待するものです。(保証協会の保証割合は80%です。)

◆各資金・枠ごとの利用回数について

同一年度内の各資金の利用回数は、原則として枠ごとに設備資金、運転資金それぞれ1回です。  
ただし、セーフティネット資金のうちセーフティネット保証第5項第4号、第5号および第6項認定者、政策推進資金(GX・DX推進枠を除く)ならびに短期事業資金は、同一年度内に複数回利用可能です。

## 取扱金融機関

中小企業振興資金融資制度は、下記金融機関で取り扱っております。

|          |         |          |                |         |          |
|----------|---------|----------|----------------|---------|----------|
| 滋賀銀行     | 関西みらい銀行 | 大垣共立銀行   | 京都銀行           | 福井銀行    | 滋賀中央信用金庫 |
| 長浜信用金庫   | 湖東信用金庫  | 京都信用金庫   | 京都中央信用金庫       | 滋賀県信用組合 | 滋賀県民信用組合 |
| 商工組合中央金庫 | 京滋信用組合  | 近畿産業信用組合 | 滋賀県信用農業協同組合連合会 |         |          |

なお、一部金融機関では取り扱っていない資金がありますので、申込先にお尋ねください。

## 中小企業金融のご相談は

●融資制度全般についてのお問合せ  
滋賀県商工労働部中小企業支援課 ☎(077)528-3732

滋賀県ホームページ(中小企業向け制度融資のご案内)  
滋賀県 制度融資 検索  
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyou/300703.html>

●信用保証制度についてのお問合せ  
滋賀県信用保証協会 ☎(077)511-1321-1322

●制度融資のお申込み先(一部、取扱金融機関申込みの資金もあります。)  
滋賀県商工会議所連合会(お申込みは、お近くの商工会議所になります。)  
滋賀県商工会連合会(お申込みは、お近くの商工会になります。)  
滋賀県中小企業団体中央会  
滋賀県産業支援プラザ

☎(077)511-1504  
☎(077)511-1470  
☎(077)511-1430  
☎(077)511-1410

●その他の関係機関  
滋賀県商工労働部中小企業支援課(経営革新計画の承認) ☎(077)528-3733  
滋賀県女性活躍推進課(「滋賀県女性活躍推進企業認証制度」の認証) ☎(077)528-3772  
滋賀県中小企業活性化協議会 ☎(077)511-1529  
滋賀県よろず支援拠点 ☎(077)511-1425

## 政府系金融機関

政府系金融機関でも中小企業者等に対して各種制度を設け、直接融資を行っておりますので各機関にお尋ねください。

|          |      |                   |                |
|----------|------|-------------------|----------------|
| 日本政策金融公庫 | 大津支店 | 大津市梅林1-3-10(滋賀ビル) |                |
|          |      | (中小企業事業)          | ☎(077)524-3825 |
|          |      | (国民生活事業)          | ☎(077)524-1656 |
| 日本政策金融公庫 | 彦根支店 | 彦根市佐和町11-34       |                |
|          |      | (国民生活事業)          | ☎(0749)24-0201 |
| 商工組合中央金庫 | 大津支店 | 大津市浜大津1-2-22      | ☎(077)522-6791 |
| 商工組合中央金庫 | 彦根支店 | 彦根市旭町9-3          | ☎(0749)24-3831 |

## 1. 中小企業者とは

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定するもの

| 業種     | 資本金または出資金 | 常時使用する従業員 |
|--------|-----------|-----------|
| 小売業    | 5,000万円以下 | 50人以下     |
| サービス業  | 5,000万円以下 | 100人以下    |
| 卸売業    | 1億円以下     | 100人以下    |
| その他の業種 | 3億円以下     | 300人以下    |

法第2条第1項第2号に規定するもの

| 業種   | 資本金または出資金 | 常時使用する従業員 |
|--|-----------|-----------|
| ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く) | 3億円以下     | 900人以下    |
| ソフトウェア業・情報処理サービス業                                | 3億円以下     | 300人以下    |
| 旅館業  | 5,000万円以下 | 200人以下    |

法第2条第1項第5号に規定するもの

| 業種            | 資本金または出資金 | 常時使用する従業員 |
|---------------|-----------|-----------|
| 医業を主たる事業とする法人 | —         | 300人以下    |

法第2条第1項第6号に規定するもの

| 組織形態      | 資本金または出資金 | 常時使用する従業員                          |
|-----------|-----------|------------------------------------|
| 特定非営利活動法人 | —         | 300人以下(小売業は50人以下、卸売業、サービス業は100人以下) |

○資本金・従業員のどちらかの要件を満たしていれば中小企業者に含まれます。

## 2. 小規模企業者とは

法第2条第3項第1号に規定するもの

| 業種       | 常時使用する従業員 |
|----------|-----------|
| 商業・サービス業 | 5人以下      |
| その他の業種   | 20人以下     |

法第2条第3項第2号に規定するもの

| 業種  | 常時使用する従業員 |
|-----|-----------|
| 宿泊業 | 20人以下     |
| 娯楽業 | 20人以下     |

法第2条第3項第6号に規定するもの

| 業種            | 常時使用する従業員 |
|---------------|-----------|
| 医業を主たる事業とする法人 | 20人以下     |

法第2条第3項第7号に規定するもの

| 組織形態      | 常時使用する従業員            |
|-----------|----------------------|
| 特定非営利活動法人 | 20人以下(商業、サービス業は5人以下) |

○常時使用する従業員について【1. および 2. の両方に適用します】

- ・事業主、法人の役員、事業主と生計を一にしている三親等内(有給であっても)の親族の方は「常時使用する従業員」に含まれません。
- ・臨時雇の従業員(パート・アルバイト)であっても、経営上不可欠な方(年間営業日数の半数以上就労している等)は「常時使用する従業員」の範囲に含まれます。
- ・特定非営利活動法人(NPO法人)の場合、雇用契約関係が無いボランティア等は従業員に含まれません。

○特定非営利活動法人(NPO法人)は、一部利用できない資金がありますので、県や商工会議所等へご確認ください。

## 3. 協同組合等とは

以下に掲げる協同組合等

| 組合の種類                       | 根拠法                       |
|-----------------------------|---------------------------|
| 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合 | 中小企業等協同組合法                |
| 協業組合、商工組合                   | 中小企業団体の組織に関する法律           |
| 商店街振興組合                     | 商店街振興組合法                  |
| 生活衛生同業組合                    | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 |
| 酒類業組合(酒造組合、酒販組合等)           | 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律       |

4. 特定事業者とは 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第5項に規定する者

5. 特定事業者等とは 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第6項に規定する者

6. 農林漁業、金融保険業等(一部を除く)信用保証協会の保証対象とならない業種は融資対象者になりません。

## 滋賀県信用保証協会保証制度

詳細については、滋賀県信用保証協会(TEL 077-511-1321・1322)までお尋ねください。

滋賀県信用保証協会は、県内の中小企業の方が金融機関から事業資金の融資を受ける際、借入債務の保証をすることで、中小企業の方の資金調達力を強め、融資の道を開くなど信用補完を通じて企業の健全な育成発展を目的とする公的機関です。

### 1. 信用保証を利用できる中小企業者等

保証の対象となる中小企業者等は、滋賀県内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う中小規模の事業者であって事業の本拠所在地についても次の(1)または(2)に該当すれば保証の対象となります。

- (1) 個人の場合  
住居または事業所のいずれかが滋賀県内にあるもの
- (2) 法人の場合  
滋賀県内に本店または事業所を有するもの

### 2. 貸付形式

手形貸付、証書貸付、手形・電子記録債権割引、当座貸越

### 3. 保証対象業種

次に掲げる業種以外の業種

農業、林業(素材生産業および素材生産サービス業を除く)、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業および保険サービス業を除く)。

上記業種以外でも保証できない業種がありますのでご注意ください(風俗営業飲食業の一部、娯楽業、宗教等)。また、許認可等を必要とする業種については、許認可等を受けている必要があります。

### 4. 連帯保証人・担保等

必要となる場合があります。(ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。また、経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しません。)

### 5. 保証限度額

中小企業振興資金融資制度およびその他の県の融資制度の保証限度額は、各一覧表の融資額と同じです。これら以外の主な協会保証制度の保証限度額については、信用保証協会にお問合せください。

### 6. 信用保証料

保証料は次の計算式で算出します。

- (1) 一括返済  
貸付金額×保証料率(※)×保証期間(月数)×1/12
- (2) 分割返済  
貸付金額×保証料率(※)×保証期間(月数)×1/12×  
分割返済回数別係数(※)

(※) 滋賀県融資制度以外の信用保証制度における保証料率および分割返済回数別係数については、信用保証協会にお問合せください。

### 7. 経営者保証ガイドラインへの対応について

「経営者保証に関するガイドライン」は、中小企業の経営者による個人保証に関する関係者間の対応についての自主的自律的な準則を定めたものです。詳細については、信用保証協会までお問合せください。